

同一事業所別サービスの指定有効期間開始日とあわせる取扱いについて（参考資料）

1 背景

- ①北上市が指定する介護事業所（居宅介護支援、地域密着、総合事業）の指定有効期間と県指定の介護事業所の指定有効期間が異なるケースが多い。
→各更新の時期に書類等調製しなければならず、介護事業所の負担。
- ②（特に総合事業）指定更新の時期が集中している（H30.4より訪問・通所型サービスの総合事業運用開始。介護予防で指定を取っていたものについて総じて移行され、6年後のR6.3に有効期間終了を迎える指定事業所が集中している）
→（時期によるが）市担当職員の負担増。
⇒①、②に係る負担の軽減を図るため、同一事業所別サービスの指定有効期間と合わせる運用を開始します。

2 手続き方法について

- …同一事業所別サービスの指定有効期間満了日から起算し30日前までに、下記の書類と更新申請書類一式を提出してください。
 - ・（全事業所）同一事業所の別サービスと合わせて指定更新する旨の申出書
 - ・（総合事業運営基準等要綱第65、448、607適用）同一事業所別サービス指定申請時に添付された勤務形態一覧表
- ※同一事業所別サービスの更新申請後に提出してください。

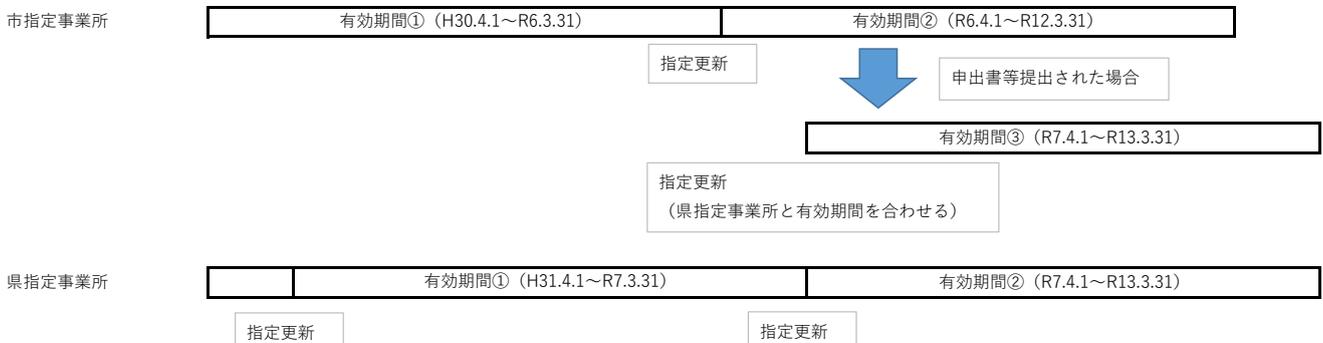
3 運用前後の有効期間の対照表（例）

（従来）



→更新の時期・有効期間が異なり、事業所、指定担当双方の負担となる。

（今後の取扱い）



→更新時期・有効期間をあわせることができる。